平成２７年（フ）第１０号
兵庫県加古川市野口町野口485番地の２
債務者　高橋　甲斐
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３４号
兵庫県加古郡播磨町古宮605番地の４
債務者　麻生　健一
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１０４号
兵庫県姫路市飾磨区今在家４丁目12番地　今在家住宅１号棟404号
債務者　小田工業こと辻本こと　辻本　勝義
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１２２号
兵庫県姫路市野里467番地１　レオネクストピースＫ205号室
債務者　木元　淳二
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１４２号
広島県廿日市市地御前北３丁目22番21号、住民票上の住所広島市中区江波南２丁目23番３－1002号
債務者　髙橋　伸次
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１７号
広島市安佐南区伴東７丁目25番８－１号
債務者　中村　邦子
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３２号
愛媛県松山市馬木町460番地１
債務者　渡部　雄二
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３号
愛媛県松山市馬木町460番地１
債務者　渡部由貴子
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２６号
福岡市南区井尻４丁目１番10―208号
債務者　多良千登勢
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４１８号
福岡市西区姪の浜３丁目４番３－1001号
債務者　永田　政敬
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４３５号
福岡市博多区美野島１丁目８番20号
債務者　本多　征子
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６３号
佐賀市高木瀬町大字長瀬519番地２
債務者　岩永佐代子
1　決定年月日時　平成27年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１号
北海道小樽市入船４丁目27番８号
債務者　伊藤　沙織
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１４号
秋田県能代市住吉町13番16号
債務者　宮越　厲子
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第１８号
茨城県取手市双葉１丁目５番17号、前住所千葉県市川市北方２丁目21番10号　東葉コーポ北方Ｃ102号
債務者　星野　淑文
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
茨城県牛久市柏田町3253番地35　1310
債務者　田中きよみ
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第２８号
茨城県龍ケ崎市緑町258番地　エステートピア３棟101号室
債務者　成島　益枝
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係